

くらし支える相談センターニュース 第18号

電話番号 052-916-7702 (FAX兼用)

電話受付時間 月曜~金曜 午後1時~午後5時 北区平安2-1-10-701

E-mail : kurashi.soudan@gmail.com 2014年11月5日発行



参加相談員が「ないのが」怖くて「悩み
募金の目標達成」にむけた募金用紙の活用を!
たまり場・趣味の会の活動が活発に

9月の実相談件数は2件でした。ただし、同一相談で複数回対応するケースもあり、その結果、延件数は16件となりました。9月の無料法律相談は少な目。登録相談員は現在30人、参加相談員が約半数と、少ないのが悩みです。専門協力員は12人。

くらし支える相談センターへの募金額は、4月から半年間で364,700円に達しましたが、目標の60万円にはまだまだ。「ほうネットニュース」に募金用紙を折り込み、再度協力を呼びかけました。募金用紙もご活用ください。

切り絵サークル、山歩きの会、郷土史研究会など、たまり場・趣味の会の活動が活発になっています。

●相談内容

20代後半の男性Bさん。フランチャイズ店の正社員の求人情報を見つけ、数ヶ月前に転職した。しかし当初の予定とは違う店に配属されたり、仕事を教えてもらえないなつたり、態度が悪いから「解雇」だと言われたり・・・。挙句の果てに会社から「退職合意書」を渡され、サインして提出するよう求められた。

はじめから不遇続きであるため退職はやむなしとしても、急に何の保障もなく仕事を失うと生活できない。どう対応したらよいのか。フランチャイズ本部にも相談しているが、不安なので、労働法の知識を得たいと思い相談センターにアクセス。平日の昼間に相談に来られないBさんに代わり、妻のAさんがまだ幼いお子さんを抱いて来所された。

●相談対応

本件は、弁護士が対応。本来ならばBさん本人に話を聞く必要がありますが、妻のAさんから聞いた範囲では「解雇」



されるような事情はないこと、退職しても既に働いた分の未払い給与は後から請求できること、たとえ退職するつもりだとしても、今回の退職合意書にすぐサインするのではなく、退職金名目などで補償金をもらえないか、退職理由は自己都合もしくは会社都合にするのかなど、きちんと退職条件を詰めることなどを助言しました。そして、夫婦でよく相談しトラブルが長引くようであれば、Bさん本人と一緒に再度相談に来ていただくようお勧めしました。

自分の身を守るためにおすすめは
「メモ魔」



「残業代未払い」「パワハラ」などから自分の身を守るために「メモ魔」になることをお勧めします。

事業所において会社の指揮命令下にいる時間は「すべて労働時間」。何時から何時まで働いていたか、なぜ残業になったかも記録しましょう。

パワハラなどは「いつ、どこで、誰が、どう暴言・暴力・嫌がらせをしたか、あなたはどう感じたか」をメモし、できればスマホなどで録音しておくことが大切です。

(裏面につづく)

転職が多い人は、給料明細も必ず保管しましょう。労働者から保険料を徴収しておきながら、会社が年金機構に納めていなかった例もあり、年金記録を確認する際の資料になることがあります。

（生活相談活動交流会「愛労連労働相談センターの現場から」より）

名古屋北法律事務所 ちくさ事務所
開設1周年記念講演会

表現の自由があぶない！

- とき 11月29日（土）14時～（16時終演予定）
- ところ 愛知民主会館 2階会議室（東区葵一丁目22-26 地下鉄「新栄町」下車徒歩3分）
- 講演「表現の自由があぶないー朝日新聞攻撃の意味するものー」
講師 池田 恵理子さん
もとNHKディレクター。現在 アクティビミュージアム「女たちの戦争と平和資料館」館長。著書に「日本軍『慰安婦』問題 すべての疑問に答えます」「NHKが危ない」など。
- 参加費 500円

相談員交流会（芋煮会） & 街頭宣伝行動

相談員やホウネット世話人どうしの親睦を深めるため、恒例の芋煮会を行います。楽しく交流しましょう。

- とき 11月30日（日）13時～16時頃
- 会場 暮らし支える相談センター
- 会費 実費（1000円～2000円程度）
- アルコール類を飲む方は、公共交通機関をご利用ください。

相談センターの活動を広く知らせる街頭宣伝行動にもご参加ください。

- 11月30日（日）10時半～11時半
- 場所 大須商店街の中の交差点（万松寺通本町交差点） 現地集合です。

集団的自衛権行使容認に反対する

毎月1日の定例宣伝行動

12月1日（月）18時～
大曽根駅で行います。

次回は

連続憲法セミナー 第3回

- とき 11月27日（木）18時半～
- ところ 北生涯学習センター
- テーマ 「うちの家族って変？」
～夫婦、親子のいろいろな形と憲法～
講師 弁護士 山内益恵

参加したいね！ まつり場趣味会

- 切り絵サークル 毎月第4水曜日午後（12月のみ17日）
- パソコン教室 毎週金曜日19時～
- CD・LPを聞く会 11月15日（土）15時～
今回は「反戦歌」。おでんと刺身の二次会あり。詳細は世話人の入谷さんまで
- 山歩きの会 11月8日（土） 東谷山（守山区）へ行きます。9時に大曾根ゆとりーとライン乗り場に集合。詳細は事務局まで。

- ホウネット団碁クラブ 11月9日（日）13時30分～
会場はちくさ事務所。参加者の棋力を考慮して組み合わせ、碁を打ちます。

暮らし支える相談センターとは

「弁護士法人名古屋北法律事務所」と「暮らしと法律を結ぶホウネット」が共同で運営。市民の皆さんの暮らしの困りごと、医療や福祉・介護、子育てや教育、雇用・失業や経営問題など、生活に関わるあらゆる相談を電話で受付し、地域の専門の団体や個人の方々の力も借りながら解決に向けお手伝いをしています。

＜無料法律相談も＞

毎週金曜日13時30分～15時

暮らし支える相談センターにおいて事前予約制です。相談センターまで